

2022年8月26日
企業会計基準委員会

実務対応報告第43号

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表

公表にあたって

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）が改正され、いわゆる投資性ICO（Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。）は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われました。こうした状況を踏まえ、当委員会では、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金商業等府令」という。）における電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、検討を重ねてまいりました。

今般、2022年8月23日開催の第485回企業会計基準委員会において、標記の「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、2022年3月15日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

以下の概要は、本実務対応報告の内容を要約したものです。

■ 本実務対応報告の公表理由

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法が改正された（以下「改正金融商品取引法」という。）。改正金融商品取引法では、いわゆる投資性 ICO を金融商品取引法により規律することとされ、各種規定の整備が行われた。

また、いわゆる投資性 ICO 以外の ICO トークンについては、併せて改正された「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第2条第5項に規定される「暗号資産」に該当する範囲において、引き続き資金決済法の規制対象に含めることとされた。

このように金融商品取引法及び資金決済法が改正されたことを受けて、2019年11月に開催された第421回企業会計基準委員会において、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討を求める提言がなされ、当委員会は同年12月より検討を開始した。

このうち、電子記録移転権利については、改正金融商品取引法の施行日以降、より広い概念である電子記録移転有価証券表示権利等の発行実績が積み重なってきており、基準開発に対する関係者のニーズがあるものと考えられたことから、本実務対応報告の公表に至ったものである。

■ 範囲（本実務対応報告第2項及び第19項から第26項）

本実務対応報告は、株式会社が金商業等府令第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を対象としている。

上記の基準諮問会議による提言がなされた後、2020年5月に改正府令が施行された金商業等府令において、電子記録移転権利よりも広い概念である「電子記録移転有価証券表示権利等」が定められたことを受けて、電子記録移転権利のみを取り扱うのではなく、より範囲の広い電子記録移転有価証券表示権利等を本実務対応報告の範囲として取り扱うこととした。なお、電子記録移転有価証券表示権利等についての説明を【参考1】に記載している。

また、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有は、株式会社以外の信託、合名会社、合資会社、合同会社（以下、合名会社、合資会社及び合同会社を合わせて「持分会社」

という。)、民法上の任意組合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合（以下合わせて「会社に準ずる事業体等」という。）によって行われることも考えられるが、会社に準ずる事業体等の会計処理は、①関係法令又は実務によっており、会計基準上、必ずしも明らかではないため、これを明らかにすることは本プロジェクトの範囲を超えて基準開発を行うこととなること、②当委員会では、基本的に株式会社における処理を明らかにしてきており、会社に準ずる事業体等の会計処理に関する定めは限定的であることから、本実務対応報告においては、株式会社による発行及び保有の会計処理のみを対象としている。

したがって、本実務対応報告における会計処理及び開示の定めは、電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する株式会社に適用されることとなる。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本実務対応報告では取り扱わないこととした。

■ 電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理の基本的な考え方（本実務対応報告第 27 項）

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法において、金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「みなし有価証券」という。）のうち、当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情等を勘案し、内閣府令で定めるものに限るとされており、金商業等府令では、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものとされている。参考として、みなし有価証券についての説明を【参考 2】に記載している。

電子記録移転有価証券表示権利等は、その発行及び保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を指す。以下同じ。）と権利の内容は同一と考えられるため、本実務対応報告では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理と同様に取り扱うこととしている。

■ 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理（本実務対応報告第 4 項から第 6 項及び第 28 項から第 32 項）

上記のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、以下、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて「金融商品会計基準

等」という。) 上の有価証券を発行する場合は、従来のみなし有価証券を発行する場合と同様の会計処理を行うこととしている。

ここで、一部の信託受益権については、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われていないため、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するこれらの一部の信託受益権について、受託者による信託の会計処理が問題となるが、本実務対応報告では株式会社による会計処理のみを定めることとしたため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り扱っていない。

■ 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理（本実務対応報告第 7 項から第 10 項及び第 33 項から第 46 項）

電子記録移転有価証券表示権利等の保有においては、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われない信託受益権のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものを株式会社が保有する場合も想定される。そのため、前述の発行の場合とは異なり、電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理については、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定めることとしている。

➤ 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合（本実務対応報告第 8 項及び第 9 項並びに第 34 項から第 43 項）

金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額の算定及び評価差額に係る会計処理については、従来のみなし有価証券を保有する場合と同様に、金融商品会計基準第 15 項から第 22 項及び金融商品実務指針の定めに従うこととしている。

一方、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における発生及び消滅の認識については、次のとおり、本実務対応報告において別途の定めを置くこととしている。

（発生及び消滅の認識）

電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約においても金融商品実務指針第 22 項における約定日基準の定めに従うこととする場合、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられ、また、実務上、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間であるかどうかの判断が困難である可能性がある。

そのため、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識については、金融商品会計基準が定める原則に従って行うこととするが、その売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間であ

る場合に限り、契約を締結した時点において認識することとしている。

ここで、約定日が明確である場合には、当該約定日が売買契約を締結した時点に該当すると考えられる。また、電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点は、個々の権利ごとの根拠法に基づき判断することが考えられるが、受渡日が明確である場合には、当該受渡日を電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点として取り扱うことが考えられる。さらに、売買契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間かどうかは、我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられる。

➤ **金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合（本実務対応報告第 10 項及び第 44 項から第 46 項）**

一部の信託受益権については、金融商品取引法上の有価証券に該当するものの、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない場合があり、これらの会計処理については、金融商品実務指針及び実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 23 号」という。）に定めがある。

ここで、電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、金融商品取引法上の従来のみなし有価証券と同一であると考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する前述の信託受益権を保有する場合の会計処理についても、金融商品実務指針及び実務対応報告第 23 号の定めに従うこととしている。

しかしながら、発生及び消滅に関しては、従来の有価証券の売買契約とは異なり、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられることなどから、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等について、従来の有価証券の定めとは異なる定めを置くこととしている。そのため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び実務対応報告第 23 号の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているものについての発生の認識（信託設定時を除く。）及び消滅の認識は、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識の定めに従うこととしている。

■ **開示（本実務対応報告第 11 項及び第 12 項並びに第 47 項）**

電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、従来のみなし有価証券と同一であると考えられ、電子記録移転有価証券表示権利等の開示に関して、従来のみなし有価証券を発行又は保有する場合に適用される開示の定め（発行の場合は、企業会計基準第 5 号「貸借対

照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等における定め、保有の場合は、金融商品会計基準、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」等における定め）に従うことにより、有用な情報が開示されるものと考えられる。そのため、電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法及び注記事項と同様とすることとしている。

■ 適用時期（本実務対応報告第13項及び第48項）

本実務対応報告は、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識について、金融商品実務指針における有価証券の定めとは異なる定めを置いていることから、本実務対応報告の適用にあたっては、一定の周知期間を設けることが有用と考えられる。そのため、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとしている。

また、改正金融商品取引法は既に2020年5月より施行されており、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されることから、本実務対応報告を公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することを認めることとしている。

以 上

【参考 1】電子記録移転有価証券表示権利等について

金融商品取引法及び金商業等府令において、電子記録移転有価証券表示権利等は次のとおり定義されている。

金融商品取引法

第 29 条の 2 第 1 項

前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～七 (略)

八 第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のために特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。）又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨（略）

金融商品取引業等に関する内閣府令

(定義)

第 1 条第 4 項

この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十六 (略)

十七 電子記録移転有価証券表示権利等 法第 29 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する権利をいう。

(電子記録移転有価証券表示権利等)

第 6 条の 3

法第 29 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する内閣府令で定めるものは、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下単に「財産的価値」という。）に表示される場合に該当するものとする。

以 上

【参考 2】みなし有価証券について

金融商品取引法第 2 条第 2 項では、みなし有価証券として、次のものが含まれるとされている。

(1) 次の有価証券¹に表示されるべき権利（有価証券表示権利）のうち、当該権利を表示する当該有価証券が発行されていないもの

- ・ 国債証券
- ・ 地方債証券
- ・ 社債券
- ・ 株券又は新株予約権証券
- ・ 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券

(2) 次に掲げる権利²

- ・ 信託の受益権
- ・ 持分会社の社員権
- ・ 民法上の任意組合契約に基づく権利、商法上の匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち、いわゆる集団投資スキーム持分に該当するもの³

以 上

¹ 一部の有価証券のみ記載している。

² 一部の権利のみ記載している。

³ 金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号の要件を満たすものがみなし有価証券に含まれる。